(d) 仲裁決定は、次のとおり取り扱う。

(i) 仲裁決定は、先例としての価値を有しない。

(ii) 仲裁決定は、5、この6又は(a)の規定に従って決定される手続規則のいずれかに対する違反（仲裁決定に影響を及ぼしたものとして相当と認められるものに限る。）により当該仲裁決定がいずれか一方の締約国の裁判所において無効であるとされる場合を除くほか、確定する。仲裁決定がその違反によって無効とされる場合には、仲裁の要請は、行われなかったものとし、仲裁手続（(b)(iv)及び(v)の規定に係るものを除く。）は、行われなかったものとする。

(e) 仲裁のための委員会がその決定を両締約国の権限のある当局及び仲裁の要請を行った者に対して送付するまでにその仲裁に係る事案が次のいずれかに該当することとなる場合には、当該事案に関する両締約国の権限のある当局の合意のための手続（仲裁手続を含む。）は、終了する。

(i) 両締約国の権限のある当局が、2の規定に従い、当該事案を解決するための合意に達する場合

(ii) 当該者が仲裁の要請を撤回する場合

(iii) 仲裁手続中に、当該事案についていずれか一方の締約国の裁判所又は行政審判所が決定を行う場合

(f) 訴訟又は審査請求が行われている事案について、当該訴訟又は審査請求の当事者であって当該事案により直接に影響を受けるいずれかの者が、仲裁のための委員会の決定を受領した日の後六十日以内に、関連する裁判所又は行政審判所に対し、仲裁手続において解決された全ての事項に関する訴訟又は審査請求を取り下げない場合には、当該仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意は、当該事案について申立てをした者により受け入れられなかったものとする。この場合には、当該事案について、両締約国の権限のある当局による更なる検討は、行われない。

(g) 5及び6の規定は、第四条3の規定に該当する事案については、適用しない。

第二十六条　情報の交換

1　両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくは両締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令（当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。）の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2　1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）に対してのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。この2の第一文から第三文までの規定にかかわらず、一方の締約国が受領した情報は、両締約国の法令に基づき他の目的のために使用することができる場合において、当該情報を提供した他方の締約国の権限のある当局がそのような使用を許可するときは、他の目的のために使用することができる。

3　1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

4　一方の締約国は、他方の締約国がこの条の規定に従って当該一方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、当該情報が自己の課税目的のために必要でないときであっても、当該情報を入手するために必要な手段を用いる。第一文に規定する義務は、3に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

5　3の規定は、いかなる場合にも、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

第二十七条　外交使節団及び領事機関の構成員

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十八条　見出し

この条約中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この条約の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十九条　効力発生

1　この条約は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されなければならない。この条約は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日に効力を生ずる。

2　この条約の規定は、次のものについて適用する。

(a) 日本国においては、

(i) 課税年度に基づいて課される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(ii) 課税年度に基づかないで課される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に課される租税

(b) チリにおいては、取得される所得及び費用として支払われ、貸記され、処理され、又は計上される額に対し、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に課される租税

3　2の規定にかかわらず、第二十六条の規定は、当該規定の対象となる租税が源泉徴収される日又は当該租税に係る課税年度にかかわらず、この条約が効力を生ずる日から適用する。

第三十条　終了

この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて、他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことにより、この条約を終了させることができる。この場合には、この条約は、

(a) 日本国においては、次のものにつき適用されなくなる。

(i) 課税年度に基づいて課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(ii) 課税年度に基づかないで課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に課される租税

(b) チリにおいては、取得される所得及び費用として支払われ、貸記され、処理され、又は計上される額に対し、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に課される租税につき適用されなくなる。

(c) 第二十六条の規定に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日に適用されなくなる。

終了が効力を生ずる日の前に受けた情報提供の要請は、この条約の規定に従って取り扱われる。

両締約国は、この条約の規定に基づいて入手した情報に関しては、同条に規定する秘密に関する義務に引き続き拘束される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千十六年一月二十一日にサンティアゴで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
　二階尚人
チリ共和国のために
　アレハンドロ・ミッコ